

ドコモレピータ設置規約

第1条 適用

本契約は、株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます）の提供するLTEサービスの電波状況改善を目的とした機器であるドコモレピータ本体及び付属品（以下総称して「装置」といいます）の設置・利用等に関して、自己の名義で当社とX契約又は5 G契約（以下「Xi/5 G契約」といいます）を締結しているお客様のうち、装置の設置・利用等を希望するお客様と当社との間の契約条件を定めるものです。本契約を締結しないお客様は、装置を設置・利用等することはできません。なお、規約第19条（「医療機関における携帯電話等の使用に関する指針」の順守）は、契約者（第2条で定義します）が、病院、診療所等の医療機関である場合にのみ適用されるものとします。

第2条 契約の成立

本契約は、当社が事前に本契約の締結を認めたXi/5 G契約に関して、当社が別に定める方法に従い、書面又は電磁的方式により同意したときに成立し、本契約が成立したお客様（以下「契約者」といいます）と当社との間で適用されます。

- 前項の規定にかかわらず、お客様が、当社が別途定める一定の条件を満たした場合、当社は、お客様が当社と本件Xi/5 G契約を締結していない場合でも、本契約の締結を認める場合があります。なお、この場合、本契約に規定される本件Xi/5 G契約にかかる条件は、当該お客様との契約には適用されないとします。

第3条 契約条件

本契約を締結することができるのは、自己の名義で当社と本件Xi/5 G契約を締結しているお客様に限られ、一つの本件Xi/5 G契約につき装置を1台設置できるものとします。

- 装置を設置する場所は、本件Xi/5 G契約の契約者住所若しくは請求書送付先住所として当社に登録されている住所、又は、本件Xi/5 G契約のLTEサービスを主に利用する住所(住居・オフィス等)のうち、契約者が申し出て当社が了承した住所とし、一つの設置場所に設置できる装置は1台までとします。
- 前二項の定めにかかわらず、別途当社が定める条件に適合する場合、同一設置場所（住所）に限り、Xi/5 G契約の契約電話番号1契約につき、装置を2台まで設置できるものとします。

第4条 装置の所有権

装置の所有権は当社に帰属します。

第5条 設置費用

当社は、当社又は当社の指定する工事施工業者（以下「当社等」といいます）が装置の設置及び撤去を行う場合においても、当社が簡易と判断する工事（以下「簡易工事」といいます）による場合には、当該設置及び撤去に要した費用を契約者に請求しません。但し、簡易工事が契約者の責に帰すべき事由により必要になったと当社が認める場合は、当社は契約者に簡易工事の費用を請求することができるものとし、この場合には次項の規定を準用します。

- 装置の設置場所等の事情により、装置設置時又は撤去時に簡易工事の規模を超える工事（以下「オプション工事」といいます）を要すると当社が判断した場合は、原則として当社は事前に契約者に見積金額を提示するものとし、契約者は当社に対し、オプション工事実施のために実際に要した費用（以下「オプション工事費用」といいます）を当社が別途定める支払期日までに支払うものとします。
- 装置の設置又は撤去に関する工事を実施するにあたり、家主その他利害関係人があるときには、契約者は予め必要な承諾を得るものとします。
- 契約者は、当社の指示に基づき契約者自身（第三者に委託した場合を含みます）において装置の設置及び撤去を行う場合、その費用を当社に請求しないものとします。

第6条 損害賠償

当社は、契約者が装置を紛失した場合、契約者に対して装置1台ごとに40,000円（非課税）の損害賠償を請求することができるものとし、契約者は、その支払いに応じるものとします。なお、契約者において、第9条第1項に基づき決定した装置の撤去時期又は第9条第2項各号に定める事由が生じたときから30日以内に装置撤去が完了しない又は装置撤去のための連絡が取れない場合、当社は契約者が装置を紛失したものとみなし、本条に基づく損害賠償を請求することができますものとし、

- 契約者が、本契約に従って装置を返却すべき場合において、故意に当社に装置を返却しない場合、装置の回収に要した費用（弁護士費用や回収業者費用を含む）を前項の損害賠償とは別に契約者に請求することができるものとし、契約者は、その支払いに応じるものとします。なお、本項の規定は、契約者の故意による場合以外に、当該費用を請求しないことを約束するものではありません。
- 契約者は、故意又は過失により装置を破損した場合、装置の修理費用相当額（課税対象）を支払うものとします。但し、修理費用は装置本体価格相当額（40,000円）を超えないものとします。

第7条 電気代

装置の稼動に要する電気代等は、契約者が負担するものとします。

第8条 禁止事項

契約者は、善良な管理者の注意をもって装置を保管するものとし、次の各号に掲げる行為を行わないものとします。

- 装置の運用、維持及び管理にあたり、電波法及び電気通信事業法に基づく、当社からの指示に従わないこと
- 緊急の場合を除き、当社の指示なく、装置の電源をON/OFFすること
- 当社の指示なく、装置の設置場所を変更すること
- 装置の損壊、分解又は改造等
- 装置の譲渡、質入、転貸等又は本契約に基づく権利・義務の第三者への譲渡
- 装置をLTEサービスの電波状況改善の目的以外で使用するこ

第9条 契約の終了

次の各号に掲げる場合には、契約者は、当社等による装置の撤去又は当社の指示に基づく装置の撤去に応じるものとし、当社が装置の撤去を確認、又は装置の紛失を確認した（第6条に基づき、契約者が装置を紛失したものとみなした場合を含む）時点で本契約は自動的に終了するものとします。なお、契約者は第1号、第2号、第4号及び第8号に定める事由が生じた場合は、速やかに当社にその旨を届け出るものとします。契約者より届出があった場合、当社は契約者に対し、その届出のあった事実を証明する書類の提示を求めることができ、契約者はその求めに応じるものとします。

- 契約者が装置の撤去を希望する場合
- 契約者が、第2条第1号の同意に際して事実と反し、又は事前の当社への申告内容と異なる申告を行ったことが判明した場合
- 設置場所周辺の電波状況が改善することにより、装置を利用しなくても十分な通話品質が確保できるようになった場合
- 装置を設置しても、電波状況が全く改善されない場合
- 契約者が、装置の設置場所の移動（同一住所内の移動を除く）を希望する場合
- 本件Xi/5 G契約が解約・契約変更・電話番号保管された場合
- 本件Xi/5 G契約の契約内容が変更され、第3条に定める契約条件を満たさなくなる場合
- 契約者が本契約に規定している事項に違反した場合
- その他当社が装置を設置しておく必要がないと判断した場合

- 次の各号に定める場合には、本契約は当然に終了するものとします。

- 不可抗力等、当社の責に帰さない事由により装置の使用が困難になった場合
- 契約者の転居先不明、長期の不在等により、当社が契約者と連絡を取れなくなる等、当社が本契約を継続できないと判断した場合

第10条 装置の移動

契約者は、装置の設置場所の同一住所内の移動を希望する場合、当社が移動可能と判断し、契約者に対する装置移動の指示又は当社等による移動を実施するものとします。当社等が、契約者の申し出に従い、簡易工事施工又はオプション工事施工の装置を移動する場合は費用を請求することができるものとします。

- 原則として当社は事前に契約者に見積金額を提示するものとし、契約者は当社に対し、簡易工事施工又はオプション工事施工の装置を移動するために要した費用を当社が別途定める支払期日までに支払うものとします。

第11条 装置の維持・装置位置情報の取得等

装置は、当社の携帯電話サービス用の電気通信設備として当社等によって維持、保守、修理及び管理（以下「維持等」といいます）されるものとし、契約者は当社等による維持等に必要な協力を行うものとします。

- 装置は、装置の位置情報を当社等に発信する機能を有しています。契約者は、装置の維持等の目的のため、当社等が必要と判断したときに、装置が当社等に対して当該位置情報を発信し、当社等が当該位置情報を利用することに同意します。
- 装置は、電源の遠隔自動制御機能を有しています。契約者は、装置の維持等の目的で、当社等が必要と判断したときに、装置の電源を自動的にON又はOFFすることに同意します。
- 当社は、装置の維持等のために必要があると認めた場合は、あらかじめ契約者の了承を得た上で、自ら又は当社が指定する第三者をして装置の設置場所に立ち入ることができるものとします。

第12条 延滞利息

契約者は、本契約に基づき支払うべき債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払うものとします。但し、支払期限の翌日から起算して15日以内に支払った場合は、この限りではありません。

第13条 責任の範囲

本契約に基づく装置の設置（当社等による装置の設置、設定、移動、修理、撤去等を含む）に関し、契約者の責に帰さない事由により契約者に損害が生じた場合（装置の設置先住所の建物、家財等の物品に損害を与えた場合を含む）、当社が負う損害賠償金額は、9,000円を限度とします。

- 当社の指示に基づく契約者自身による設置、撤去、移動等に伴い発生した損害、及び装置が適切な方法で使用、管理されなかった場合の装置の使用又は管理に起因して発生した損害・法令違反については、契約者の責任と費用において処理、解決するものとします。
- 本契約に関して契約者に発生した損害が当社の故意又は重大な過失による場合は、本契約において当社を免責し、又は責任を制限する規定は適用しません。

第14条 効果

契約者は、装置を設置しても電波状況が改善されない場合があることをあらかじめ了承するものとします。

第15条 個人情報の取扱い

当社は、本契約に関連して契約者から取得した氏名、住所、連絡先等の個人情報を当社のプライバシーポリシーに従って適切に取り扱うものとし、装置の設置、管理等その他本契約に関連する業務のために使用する

ことができるものとします。

第16条 債権の譲渡等

契約者は、当社が本契約書に関わる債権を、当社が定める第三者（以下「請求事業者」といいます）に譲渡することを承認するものとします。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

- 契約者は、当社が前項の規定に基づき、請求事業者へ債権を譲渡する場合において、氏名、住所及びXi/5 G契約電話番号等の当社が保有する契約者に関する情報（請求事業者が、本契約書に関わる債権を請求するために必要な情報に限る）を当社が請求事業者へ提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

- 契約者は、当社が第1項の規定に基づき、請求事業者へ譲渡した債権に係る情報（請求事業者への支払状況に関するものであって、当社が定めるものに限る）を請求事業者が当社に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

第17条 紛争の解決

本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所又は契約者の住所地の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第18条 準拠法

本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

（「医療機関における携帯電話等の使用に関する指針」の順守）

第19条

契約者は、電波環境協議会の策定した「医療機関における携帯電話等の使用に関する指針」（2014年8月）（以下「本指針」といいます）を自ら遵守し、契約者の従業員、その他装置の設置場所の利用者に周知し理解させると共に、装置の設置場所内における携帯電話等の使用に係る使用ルール（携帯電話等の使用を許可又は禁止するエリアの設定、及び携帯電話等の使用方法など）を策定するなど、本指針及び「医療機関において安心・安全に電波を利用するための手引き」（設置契約期間中において常に最新のもの）に従い、必要な対処を実施するものとします。

- 装置、及び装置の設置場所内において装置と通信する携帯電話等から発せられる電波に起因する医用電気機器（医療機器のうち、電気で駆動し、電気回路がセンサのどちらか若しくは両方を有するものをいう）の故障及び誤動作等によって生じた損害について、当社は責を負わないものとします。ただし、当社に故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。

第20条 正本

本契約は、日本語を正本として締結されるものであり、他の言語に翻訳されたものが存在する場合であっても、当該翻訳版はあくまで参考のために作成されたものに過ぎず、いかなる法的拘束力をもたないものとします。

第21条 協議

本契約に規定のない事項、又は本契約の解釈に関し、疑義が生じた場合には、契約者、当社双方誠意をもって協議の上解決するものとします。

附則

この規約は、2020年7月1日から実施します。

附則

この改定規約は、2022年8月15日から実施します。

附則

この改定規約は、2026年4月1日から実施します。